

有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部改正案についての 意見・情報の募集について

令和5年10月24日
農 林 水 産 省

この度、「有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第5条において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格（平成30年12月28日農林水産省告示第2812号）を、以下のとおり改正することとしており、本件意見公募は、「有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報等を考慮した上で、日本農林規格調査会の審議に付すことを目的として行うものです。

- ・提供できる料理の品目数が5品目未満の事業者に対する有機料理提供数の基準を定める等要求事項の改正
- ・国際標準化機構（ISO）の規格様式に合わせた様式の改正

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- （1）e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

- （2）農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室において配布

3 意見・情報の提出方法

- （1）e-Govの意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和5年10月24日～令和5年11月22日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

・有機料理を提供する飲食店等の管理方法の日本農林規格の一部改正案